

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年4月22日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：シリア国平和構築・復興支援に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 -ランプサム型）】

業務名称：シリア国平和構築・復興支援に係る情報収集・確認調査
（一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型））

調達管理番号：26a00106

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026年4月22日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：シリア国平和構築・復興支援に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2026年6月～2027年2月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年度（2026年10月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部 平和構築室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

No.	項目	日程
1	資料配付依頼期限	2026年5月8日16時 まで
2	入札説明書に対する質問	2026年5月11日 12時まで
3	質問への回答	2026年5月15日まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2026年5月22日 12時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026年6月 4日 11時
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印

または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

本業務に関する資料は JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室から配付しますので、gpgpb@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/QVtm9QaFe8>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
います。

(2) 質問への回答

- 1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください
(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用していきます。

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照
- (2) 入札会の手順
 - 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
 - 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）

には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。³

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2人以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

(1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。

- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

12. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景と必要性

(1) 当該国における現状・課題及び本事業の位置付け

シリアでは2011年に勃発した内戦以降、長期にわたる武力紛争により、社会インフラの広範な破壊、国内避難民（Internally Displaced Persons/IDPs）や国外への難民の大量発生、経済の深刻な停滞、教育・保健サービスの崩壊といった深刻な人道危機の課題が継続している。UNHCRの推計によれば、2025年現在、シリア国内には約670万人の国内避難民が存在し、国外には約550万人のシリア難民がトルコ、レバノン、ヨルダン、イラク、エジプトなどの周辺国に避難している（UNHCR、2025）。

2024年12月、反政府勢力による急速な攻勢によりアサド政権が崩壊し、同政権の長期支配に終止符が打たれた。これを受けて、旧HTS（Hay' at Tahrir al-Sham）を母体とする新政権が発足し、2025年3月には暫定憲法が公布された。新政権は、2027年内に新憲法を起草、2028年内に直接選挙方式での議会選挙を行う意向を表明しており、2025年10月には政権交代後初の人民会議選挙が一部間接選挙方式で実施された。ただし、選挙制度の透明性や包摂性に対する懸念も残っており、国際社会の評価は分かれている。

この政権交代を契機に、帰還の動きも徐々に進展しており、UNHCRの報告によると、2024年12月から2025年9月の間に、約180万人の国内避難民と100万人以上の国外に避難していた難民が帰還した（UNHCR、2025）。しかし、帰還先では住宅やインフラの再建が進まず、医療・教育サービスの不足、地雷や不発弾の残存、水と衛生環境の悪化など、生活再建を阻む深刻な課題が残されている。また、UNHCRの調査では、周辺国に避難している難民の約80%が将来的な帰還を希望している一方で、多くは治安や生活基盤の不安から慎重な姿勢を崩していない。

加えて、内戦中に複数の勢力（旧アサド政権軍、ロシア軍、反政府勢力など）が広範囲に地雷や爆弾を使用した結果、シリア全土に推定32万4,600個以上の不発弾が残存しており、2021年時点、国連地雷対策サービス部（United Nations Mine Action Service/UNMAS）は全国の54%の小地区が汚染されていると報告している。

地雷被害は特にアレッポ県、イドリブ県、ハマ県、ホムス県、ラタキア県、デリゾール県、ラッカ県などで深刻であり、2020年には地雷による死傷者が2,729人に達し、世界全体の約4割を占めた（Landmine Monitor Report, 2024）。また、2011年～2024年の地雷や不発弾による死亡者数は3,471人（年間平均267人）と推定されるのに対し、2025年の死亡ペースはこの年間平均の約3倍となっており、難民・国内避難民の帰還により被害規模が拡大している。これらの課題は、帰還民の安全確保や地域の復興を阻む重大な障壁となっている。

旧アサド政権崩壊後、新政権が発足したシリアにおいて欧米や周辺国による経済制裁解除と復興支援の動きが加速している。具体的には、外交面では2025年5月にトランプ大統領がサウジアラビアとトルコ仲介の下サウジアラビアにてシャラア大統領と会談、11月にもシャラア大統領がホワイトハウスに赴く形で会談し、協力関係を強くアピール。経済面では2025年6月に米国がシリアに対する主要制裁を解除し、インフラ支援を表明したほか、米企業による建設・通信・金融分野への参入が進行している。EUも同年5月に一部制裁解除を発表し、フランス企業が医療・都市インフラ・教育分野での協力を検討。アラブ首長国連邦のDP World社は港湾局と8億ドル規模の港湾開発MOUを締結し、サウジアラビア開発基金とカタール開発基金はUNDPと連携し公務員給与支援を含めた新たな支援（約130億円）が発表された。

このように、対シリアの国際的な支援潮流において、人道支援の枠組みのみならず投資を含む復興支援の機運が高まる中、我が国も二国間の協力再開に際し迅速かつ適切な支援を地域・国・社会全体のレジリエンス向上に資する形で展開できるよう、平和構築・復興支援ニーズを早急に把握する必要がある。その際、平和構築・復興プロセスに一定期間を要することも想定しつつ、日本/JICAの協力アセットの活用や開発・人道・平和アクターとの連携可能性も含めて、日本/JICAの緊急的および中長期的な開発協力の展開可能性を検討する。これにより、即応的な案件形成・実施や、既往活動を通じた平和構築・紛争予防配慮の促進、将来的な無償資金協力を含む案件形成を検討する。

各国・機関が徐々に支援を開始する中、都市と地方の治安・アクセスの差から支援の提供進度に差が生まれることが懸念される。若年層の失業率は依然として高く、特に教育機会を失った世代においては、長期的な社会的排除のリスクが指摘される。加えて、女性や障害者は、社会的・経済的な参加の機会が限られており、ジェンダーに基づく暴力や差別、障害者に対する制度的支援の不足が課題となっている。さらに、シリアでは宗教・宗派に基づく暴力や差別（特にアラウィ派やその他の少数派に対するもの）が、社会的分断を深刻化させる要因となっている。難民・避難民の帰還は、係る状況に対し更なる負荷や経済・社会構造の変化をもたらすことも想定される。このような構造的課題に対応するためには、単なる経済・社会インフラの再建にとどまらず、社会的包摂（social inclusion）を重視した復興アプ

ローチが求められる。複雑な宗教・民族の分布を理解し、多様性をもつ地域コミュニティ主導の復興・平和構築、若者の雇用創出、女性のエンパワーメント、障害者のアクセシビリティ向上、帰還民の社会統合と定着などを柱とした包括的な復興支援枠組みを検討するための調査の必要性は非常に高い。

(2) 当該課題に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

日本政府は 2011 年以降のシリア情勢により、国際機関や NGO 等を経由した緊急・人道的性格の援助を除き、シリアに対する新規の経済協力の実施を見合わせてきたが、2025 年 12 月、支援の再開を表明した。

JICA は、日本政府の方針のもと、将来的な対シリア支援の再開に向けて、過去の ODA 案件や国際機関を通じて構築された実務者人脈を最大限活用し、人道支援の可能性を模索してきた。具体的には、人間の安全保障と包摂的な復興を重視し、紛争前は水資源管理、母子保健、障害者等の人道分野における技術協力やインフラ・電力支援等、将来の国づくりに向けた基盤形成に寄与してきた。紛争発生後はこれらの協力関係を活かし、JICA 研修員同窓会・第三国研修・国際機関との連携を通じて支援を継続した。

JICA グローバル・アジェンダ「平和構築」では、「誰ひとり取り残さない平和な社会」の実現を目指し、紛争の予防・再発防止、地方行政能力強化、地雷・不発弾対策、人道・開発・平和ネクサスの推進を通じて、包摂的で強靱な社会づくりを進めることとしている。本調査に係る視点より、シリア復興に向けた平和構築分野の課題・ニーズを確認し、将来的な経済協力を再開しタイムリーな案件形成・実施を進めていく上での平和構築視点の留意事項や必要な支援体制・アプローチを示唆・提示するものである。

以上のとおり、本調査は日本政府や JICA の対シリア経済協力の再開に向けた方針や平和構築分野の協力方針とも合致する。

(3) 他の援助機関の対応

- UNDP: 紛争発生後も完全には退避せず、電力・インフラ、水・衛生、生計向上、教育、保健施設の修復支援等包摂性を重視したコミュニティベースの支援を継続してきた。
- UNHCR (2024 年～継続): 職業訓練、法的サービス、小規模ビジネス支援を通じて、帰還民・避難民の自立支援を強化。2024 年には人道的早期回復活動を拡大。
- UNHCR 及び IOM (2025 年 7 月～継続): 在レバノンシリア難民の希望者が安全かつ尊厳を持って帰国できるよう支援する「組織的自発的帰還プログラム」を開始。

- UNMAS：旧紛争最前線を含むシリア全土において、地雷・不発弾除去、地雷回避教育・被害者支援を行っているが、予算は2024年度の目標額の内13%しか拠出されておらず、深刻な資金不足により十分な活動展開に至っていない。
- 世界銀行（2025年～、Syria Electricity Emergency Project: SEEP）：1.46億ドル（IDA無償資金）により、損壊した高圧送電線（400kV）や変電所の緊急復旧、保守部品の供与、電力セクター政策・制度改革の技術支援を実施。電力不足（2～4時間/日）の改善、病院・水道等基礎サービスの回復、帰還民の生活再建を後押し。
- EU（2025年～2026年）：約25億ユーロの支援を通じて、復興とレジリエンス強化を推進。地雷除去、都市インフラ再建、社会的包摂を重視。
- サウジアラビア（2025年～）：約50億ドル規模の投資・協力パッケージ。対象分野は不動産、都市インフラ、通信・IT、運輸・物流、産業、観光、エネルギー、貿易など広範囲に及ぶ。
- アラブ首長国連邦（2025年～）：港湾・物流インフラ投資の加速。タルトゥース港の再開発（約8億ドル規模）を含む港湾インフラ近代化への大型投資を進めており、地域貿易回廊としての復活を支援。
- カタール（2025年～）：サウジアラビアとともにシリアの対外債務の肩代わりを実施し、国家機能維持・公務員給与の支払い等を支援。

第2条 調査方針

(1) 実施体制

外務省によりシリア全土に対し渡航危険情報レベル4（退避勧告）が発出されている。治安情勢や地域ごとのアクセス制限を踏まえ、調査の一部または全てを現地組織に再委託する方法を検討する。ただし、再委託先の立入り先については、関連するJICA内部規定に基づき、活動時点の治安状況や再委託先の安全管理体制等を踏まえ検討する。また、本邦及びシリア国内・周辺国にいる地域研究者等有識者にはオンラインや周辺国に渡航する等の方法で聞き取りを行う。

なお、本調査は、危機下において実施可能な範囲と手法を慎重に見極めつつ、現地パートナーや国際機関との連携を通じて実施するものであり、直接的な人道対応や高リスクな活動を代替するものではない。治安・安全管理上の制約を前提とした段階的かつ現実的な関与を重視する。

(2) 基礎的な情報の収集・分析

Peacebuilding Needs and Impact Assessment (PNA) 調査は、紛争影響国・地域で協力を行う際に、政治・行政・治安・経済・社会等様々な側面の現状と不安定要因・安定要因を分析した上で、①プロジェクトを実施することにより、不安定要因/紛争要因を縮小・排除できないか（平和の促進、do maximum good）、②プロジェクトを実

施することにより、不安定要因を助長していないか（紛争予防配慮、do no harm）、③不安定要因により、プロジェクトにやりにくさが生じないか（負の影響の低減）、④不安定要因をプロジェクトで活用できないか（不安定要因の活用）の4つの観点について、国レベルの支援計画策定および個別プロジェクトの形成から実施・モニタリング、評価までの事業運営管理にまで組み込むための内部資料を作成することを目的とする。本調査では、JICA作成のPNAハンドブックに基づき、2015年に実施したシリアPNA報告書⁴を踏まえ調査を行う。実施にあたっては、日本政府の対シリア支援方針に従い、2024年12月に誕生したシリア政権の方針を確認のうえ、関連情報を収集、分析、整理する。また、ドナーによる支援状況についても情報収集を行う。

なお、各国・機関が徐々に支援を開始する中、都市と地方の治安・アクセスの差や復興後のシリア社会を構成するアクターの多様性やそれらを取り巻く経済・社会的環境から、支援の提供進度に差が生まれることが懸念される。このような構造的課題に対応するため、経済・社会インフラの再建にとどまらず、社会的包摂（social inclusion）を重視した包括的な復興支援アプローチを検討していくため、特に次のような点を留意する。

- ▶ 若年層の高い失業率や、教育機会を失った世代等を背景とした、長期的な社会的排除のリスク
- ▶ 社会的・経済的な参加の機会が限られている女性や障害者を取り巻く、ジェンダーに基づく暴力や差別、障害者に対する制度的支援の不足
- ▶ 社会的分断を深刻化させる要因となり得る、宗教・宗派に基づく暴力や差別（特にアラウィ派やその他の少数派に対するもの）
- ▶ 難民・避難民の帰還による、都市・地方部での負荷の増大や経済・社会構造の変化。帰還後の定住や生活再建における課題。

（3）パイロットプロジェクト実施

本調査は危機的状況におかれたシリアへの協力対応方針を現場の実態や制約、協力先との連携可能性、受益者の反応や実施上の課題を実証的に把握するため、以下の二つの分野においてパイロットプロジェクトを実施する。パイロットプロジェクトは、成果の早期顕在化のみを目的とするものではなく、危機下特有の制約や実施上の課題、受益者の反応を含めて検証・学習することを重視する。得られた教訓は、今後の中長期的な協力量針や案件形成に反映させる。これらの実証から得られた教訓を抽出し提言をまとめ、本格的なシリア復興に向けて実施・形成される各種調査・事業において活用可能なJICA内部向けのガイドラインを策定する。使用者はシリア復興案件の形成を行うJICA担当部署やJICA事業関係者を想定する。

ただし、パイロット実施にあたっては、インターナショナル及びローカル人材の活用も含めたコンサルタントからの提案を参照することとし、シリア国内での活動に

⁴ 配布資料「シリア・アラブ共和国平和構築アセスメント(PNA)第二版報告書」

においては JICA が指示するローカル人材の危険地域への渡航・業務従事に関する基本的な考え方に則った対応を行う。

① 帰還民支援⁵

帰還した難民・国内避難民のコミュニティへの再統合や、帰還民を含むコミュニティの復興計画の策定等への主体的参画を後押し、コミュニティのニーズに対応したコミュニティインフラ（がれき除去・給水・衛生・教育・保健等）を特定していけるような復興支援モデルの実効性或いはモデルに組み入れるべき手法・アプローチを検証する。

その際、行政官と現地コミュニティの関係性に係る紛争影響に留意しつつ、行政・コミュニティ（帰還民含む）の対話・協働プロセスを確保し得るかを検証し、脆弱層の参加・公平性確保の課題や、インフラ整備の技術的・運用的な障壁を具体的に把握する。なお、UNDP は紛争期間中においても、コミュニティ・ベースの小規模支援を継続して実施してきた実績を有しており、本パイロット・プロジェクトにおいても、UNDP からの情報収集を行い、知見・経験の活用や UNDP 事業との連携を図る。

なお、実施地はダマスカス及びダマスカス郊外県を想定するが、具体的な対象コミュニティについては、難民・避難民の帰還状況、治安状況及び他ドナーの活動との重複回避、JICA 他案件との連携可能性、コミュニティの多様性を踏まえ、慎重に選定することとし、実施は現地での活動実績がある NGO 等に再委託することを想定する。

本パイロットプロジェクトは、今後の各分野における事業形成において、C/P や関連自治体の活動の中で帰還民包摂の重要性及び案件形成に同観点を組み込む方法を示唆することを目的とする。

② 地雷・不発弾対策（回避教育）⁶

今後展開が見込まれる各セクター協力において、地雷・不発弾除去・回避は案件実施と受益者の安全確保の観点から必要となることが予想されることから、コミュニティ開発、インフラ整備、農業開発等復興支援のための各セクターの事業を実施する際に、地雷回避教育を案件に組み込むこと、あるいは、調査・除去に向けた

⁵ 提案を求める事項1:帰還民支援に係るパイロット・プロジェクトについて、以下の事項を含む具体的な提案を求めます。

- ・対象とする地域および対象者(帰還民の属性、規模等)
- ・帰還民の復興計画の参画や社会再統合を念頭に置いた具体的な支援内容およびカリキュラム(案)
- ・再委託先候補となる国際NGO又は現地団体等(UNDPとの協働実績を有する団体が望ましい)

⁶ 提案を求める事項2:地雷回避教育にかかるパイロットプロジェクトについて、以下の事項を含む具体的な提案を求めます。

- ・対象とする地域および対象者
- ・年齢層や生活様式を踏まえた具体的な地雷回避教育のカリキュラム(案)あるいは、調査・除去に向けた関係機関と連携方法(案)
- ・再委託先候補となる国際NGO又は現地団体等(UNMASとの協働実績を有する団体が望ましい)

関係機関と連携する方法を検証する。

参考として、在シリア日本国大使館では、国際機関連携無償資金協力により、UNMAS および FAO の協働による農地の地雷除去事業が、2026 年 3 月より開始される予定である。当該事業は、アレppo県、イドリブ県およびハマ県に広がる元前線地帯の農業地域を対象とし、FAO による優先農地の特定後、UNMAS が地雷除去を実施し、これと関連させた形で JICA による農業分野の技術支援が行われる計画である。

本パイロットプロジェクトにおいては、上記事業の実施地域（元前線地帯）を直接の対象とするのではなく、地雷・不発弾除去の最前線ではないものの、子ども、農民、女性、脆弱層、帰還民等が地雷・不発弾被害を受けている地域や、民族的マイノリティの居住地域等、国際機関による地雷対策支援が十分に及んでいない地域を想定し、地雷回避教育を実施することを想定する。

具体的にはダマスカス及びダマスカス郊外県を想定するが、対象コミュニティについては、治安状況及び他ドナーの活動との重複回避、JICA 他案件との連携可能性、コミュニティの多様性を踏まえ、慎重に選定する。現地での地雷回避教育活動実績がある NGO 等に再委託することを想定するが、既にシリアでの同分野の協力を行っている UNMAS/シリア国家地雷対策センターからの情報共有と連携を図る。

なお、シリアでは UNMAS 及び NMAC シリアが既に活動を展開している。各セクター事業における地雷・不発弾の汚染状況の事前確認方法や、地域住民・帰還民の安全を確保するための適切な方策について UNMAS や NMAC シリア等専門組織から助言を得ると共に、回避教育については自治体や現地組織と連携し、脆弱層・帰還民を含む多様な住民が漏れなく受益する方策を模索する。

本パイロット・プロジェクトを踏まえ、今後のセクター事業の C/P や関連自治体との活動の中で、現地 NGO 等を活用しながら地雷回避教育を案件に組み込む、あるいは、地雷・不発弾調査及び除去のニーズがある際に、地雷対策機関や UNMAS 等と、どのように情報共有や調査・除去に向けた連携・働きかけをするのかの示唆を得る。

(4) 危機・政変の対応に向けた提言・教訓の導出

政変や地域情勢の変化を契機として、復興や支援ニーズが急速に顕在化・拡大する状況において、これまで危機発生時には人道支援が先行する中で、JICA による開発視点の介入が限定的となるケースが少なくなかった一方、危機の複雑化・長期化の傾向や、人道資金の縮減傾向の中、JICA のような開発機関が、危機の初期段階から開発の知見・アセットの導入・適用を図ることにより、中長期的な復興・開発への効果的な移行を促進していくことが期待されている。本調査を通じ、開発機関としてどの段階で、どの程度の関与が可能かについても整理し、今後の JICA の対応に資する知見を蓄積するため、本調査を通じて得られる教訓・提言を導出する。

第3条 調査内容

(1) 業務計画書の作成・提出

(2) 事前情報収集

- 国内で入手可能な資料（各種書籍、学術論文、関連ウェブサイト等）からの情報収集、国内研究者等へのヒアリングを通じた情報収集
- JICA シリア支所とのオンライン会議を通じた情報収集
- 現地調査における調査手法、調査地域、現地ヒアリングを行う機関等を検討し、現地調査計画（案）（和文）（質問票含む）及びシリア国 PNA 報告書目次（案）（和文）の作成
- 現地調査及びパイロットプロジェクトを実施する再委託先（現地組織）の情報収集、契約締結

(3) 基礎情報の収集・分析

現地調査において想定される調査項目は以下のとおりとする。なお、治安状況やアクセス制約等を踏まえ、全項目について詳細な現地調査を行うことを前提とするものではない。シリア国内の調査は再委託を想定するが、必要に応じて本コンサルタントが周辺国に渡航し、調査を行うことも可能とする⁷。

① シリア概況

- シリア全土の政治・治安・経済・社会の現状分析
- シリア政府の復興・開発に向けた戦略・計画の状況⁸。特に紛争影響に対する配慮や、将来的な紛争予防に向けたレジリエンス向上視点の検討状況。
- シリア国内各地域や各階層（宗教・宗派、民族、都市—農村、ジェンダー、所得レベル、世代、居住状況（定住／非定住）、世帯（寡婦、孤児など）等）の特徴・マッピング
- シリア国内における紛争危機・政変の影響、政治・治安・経済・社会に関する特記事項（現地調査において、国際機関等からのヒアリング等を通じて情報収集を行う。）
- 政府機関、暴力的過激主義組織、その他反政府組織、少数民族のマッピング
- 住民（国内避難民、帰還民含む）の新政府に対する信頼醸成度合い

⁷ 具体的な提案を求める事項3：周辺国（ヨルダン、トルコ等）におけるシリア難民・帰還民を巡る状況については、これまでに他ドナーや国際機関等により、帰還動向や支援ニーズに関する調査および支援が実施されており、既存情報が一定程度蓄積されている。JICAにおいても周辺国におけるシリア復興支援に関連する調査や情報収集を行っている。これら既存情報の整理・分析に加えて、追加的に収集すべき情報がある場合には、具体的な調査の内容および必要性について提案すること。

一方、近年、湾岸諸国による対シリア支援の動向が活発化している状況を踏まえ、これらの国・地域に関する動向についても、JICAとして把握しておく必要があると考えられる。これらについて、渡航調査の要否、調査を実施する場合の対象国・地域、想定される情報収集先（政府機関、国際機関、ドナー等）および調査手法について、具体的な提案を行うこと。

⁸ ただし、シリア政府からの直接の情報収集は先方政府との関係の観点から控えることとする可能性がある。

- 現政権の支配影響範囲、支配下に無い地域の統治状況（どの主体誰によって統治されているのか、あるいは無政府状態なのか）
- シリア再建に向けた国内・新政府の体制、資金調達等動向分析
- ② 国際社会の支援動向
 - 特に以下の③～⑤にかかる国内外のステークホルダーマッピング及び動向分析（急速に支援を増強している湾岸諸国、周辺国、欧米諸国、国際機関、主な NGO の支援内容（金額、主要プログラム、対象地など）含む）
 - 民間投資機関や外国企業の活動状況或いは、国際機関等による民間セクター連携に係る支援状況
- ③ 帰還民に関する調査とマッピング
 - 難民・国内避難民（IDP）の帰還・定着のマッピング
 - UNHCR による難民の帰還におけるガイドラインを踏まえた難民・国内避難民の帰還の分析
 - 帰還民の社会・経済活動の傾向
 - 復興計画策定における帰還民の参画状況
- ④ 心理社会的支援（MHPSS）
 - 地域ごとの全年代の帰還民、ホスト・コミュニティ、脆弱層紛争影響による心理社会的状況
 - 全年代の帰還民、ホスト・コミュニティ、脆弱層を対象に心理社会的支援を実施する団体の基礎情報の収集
- ⑤ 地雷・不発弾対策
 - 汚染情報の確認（地域、爆発物の種類等）
 - 24 年 12 月以降の被害者にかかる情報（人数の推移、地域等）
 - 実施体制・活動概要（調査、除去活動、地雷回避教育、被害者支援を実施している国際組織・政府組織・ローカル NGO の分布等）
 - 地雷被害者支援（心理社会的支援等）ニーズ
 - 国家地雷対策センター（NMAC）の実態（組織マニフェスト、職員数、活動等）、能力強化のためのニーズ（制度構築・職員研修等）
- ⑥ 将来的な復興・開発支援に向けた平和構築支援ニーズ
 - 不安定要因・安定要因分析（短期・長期的時間軸を含む）
 - シリア国内の主要セクター（防災・都市計画、教育、保健、水・衛生、電力等）における復興・平和構築ニーズの調査
 - 今後想定されるシナリオ（政治社会治安情勢、イベント、帰還の見込み等）

- シリアにおける日本の戦後復興や災害復興の経験を活用した支援可能性の検討（特に行政・住民協働による復興ビジョン、防災・都市計画、歴史教育）
 - JICAの開発協力アセットの活用可能性の検討
 - 緊急的な国際機関やNGOとの連携による活動実施や、中長期的な無償資金協力を含む案件形成に向けた配慮事項の整理（治安、アクセス、受益者の公平性等）
- (4) パイロットプロジェクト実施を通じた協力アプローチの検証
- プロポーザル提出時のパイロットプロジェクトの計画（実施組織、実施地域、活動内容、期間）を修正・更新する。
 - 帰還民支援及び地雷・不発弾対策におけるパイロットプロジェクトを計画・実施する。
 - 帰還民支援及び地雷・不発弾対策のパイロットプロジェクト実施を経て、シリア復興支援に向けた事業の実施・形成に活用可能な形で帰還民包摂及び回避教育の観点を組み込むためのJICA内部向けガイドラインを作成する。
 - 関係部署に対し、ガイドラインを紹介するセミナーを平和構築室と共に実施する。
 - パイロット実施結果のレビュー及び教訓の抽出・とりまとめを行う。
- (5) 報告書作成
- 調査及びパイロットプロジェクトの実施内容を報告書にまとめる。
 - 提出が必要な報告書は第5条を参照。

第4条 留意事項

シリアは治安リスクが最も高い国のひとつに位置付けられ、全土が外務省渡航レベル4（退避勧告）であることを踏まえ、本調査実施は、JICA本部及びシリア支所、国連安全保安局（UNDSS）ならびにその他関係機関から提供される情報を踏まえ、コンサルタント又はコンサルタントが業務を委託する者がコンサルタントの適切な指導・監督の下で実施するものとする。調査業務の一部を第三者に再委託する場合においても、コンサルタントは当該再委託先に対して必要な安全管理上の指示・指導を行うとともに、調査全体に係る第一次的な安全配慮義務（デューティ・オブ・ケア）を負うものとする。コンサルタントの下請業者となる再委託先は、緊急時を含む安全確保のため、コンサルタントのセキュリティ担当者が定める安全管理方針および指示に従うものとする。

本業務においてローカル人材（再委託先を含む）を活用する場合には、当該人材の居住地、日常的な行動範囲、現地事情への習熟度等の特性を踏まえつつ、活動地域における脅威の態様や業務内容との関係を総合的に勘案し、合理的な安全配慮が確保

されることを前提とする必要がある。ローカル人材であっても、安全の確保が困難と判断される場合には当該地域での活動は認められず、また、JICA との契約関係の有無に応じて、安全配慮義務の所在や責任分担を明確にした上で、契約上必要な措置を講じることが求められる。特に、業務を再委託する場合には、元請である受注者が再委託先に対して適切な安全管理を行う責任を負うことを前提とし、JICA の安全対策措置との整合を確保することが不可欠である。

なお、ローカル人材の具体的な取扱い、安全配慮の考え方および契約上の整理については、JICA の内規に基づき詳細が定められおり⁹、これを踏まえて受注者と協議の上、具体的な実施計画を策定するものとする。

また、調査開始後も UNDSS から提供される治安・安全情報を十分に踏まえ、これに最大限配慮するものとする。当該情報は、必要に応じて、コンサルタントの現地セキュリティ担当者を通じて本調査関係者に共有されるものとする。治安・安全に関する連絡体制については、関係者（コンサルタント、再委託先および JICA）間であらかじめ適切に構築し、治安状況の悪化等が生じた場合には、状況に応じて柔軟に運用するものとする。なお、UNDSS により立入又は活動が禁止されている地域においては、いかなる調査活動も実施しないものとする。

第5条 報告書等

本業務を通じ機構に提出される報告書等は以下の通り。なお報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務計画書

- 提出様式：和文、電子データ
- 提出期限：契約開始後 10 営業日以内

(2) 活動報告書

- 契約期間の活動及び直面した課題の報告書を契約開始後 1 か月から毎月作成・提出する。
- 周辺国等への渡航をする際は現地での活動報告書も兼ねることとする。
- 提出については月報と兼ねることを可とする。
- 提出様式：和文、電子データ

(3) 平和構築アセスメント報告書（非公開）

- 収集資料一式を参考資料として添付する。
- 提出様式：和文、電子データ
- 提出期限：ドラフトを契約履行期間末日の 1 か月前までに提出し、最終版は契約履行期間末日までに提出する。

⁹ 当該内規については契約締結後に契約者にのみ案内することを想定します。

- (4) パイロットプロジェクト報告書（帰還民支援・回避教育、非公開）
 - 2件のパイロットプロジェクト実施にかかる報告書を作成する。
 - 提出様式：和文・英文、電子データ
 - 提出期限：ドラフト提出期限は各パイロットプロジェクト終了後2週間以内または契約履行期間末日の1か月前のどちらか早い方とし、最終版は契約履行期間末日までに提出する。
- (5) 最終調査報告書（公開）
 - 公開すべきでない情報を含む場合は公開版・非公開版の2パターンを作成する。
 - 提出様式：和文、CD-R 1部（非公開版は和文、電子データ）
 - 提出期限：ドラフトを契約履行期間末日の1か月前までに提出し、最終版は契約履行期間末日までに提出する。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項 (技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	パイロットプロジェクト（帰還民支援）	第2章第2条（3）①
2	パイロットプロジェクト（回避教育）	第2章第2条（3）②
3	周辺国における調査	第2章第3条（3）

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 9.34 人月

(現地渡航回数：延べ4回)

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安(2号))】

1) 対象国及び類似地域：中東地域

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(4) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- PNA 報告書作成に必要な調査全般
- パイロットプロジェクト①（帰還民支援）
- パイロットプロジェクト②（回避教育）

(5) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

本業務に関する以下の資料を JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室から配付しますので、gpgpb@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- シリア・アラブ共和国平和構築アセスメント（PNA）第二版報告書
- シリアの復興を見据えたトルコとの連携可能性に係る基礎情報収集・確認調査中間報告書ドラフト

2) 公開資料

- 紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック（pna_manual_202010.pdf (jica.go.jp))

(6) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無 国際機関や一部現地団体との間に発生するコミュニケーションは英語ですが、再委託先を含め現地組織・コミュニティからの聞き取りの多くは英語⇔アラビア語通訳が必要

		と想定されます。
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（7）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA シリア支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2）ローカル人材の活用については第 2 章第 4 条を参照のこと。

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

（1）コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「（1）コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

*評価対象とする類似業務：平和構築アセスメント

（2）業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4判（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

- ・トルコへの現地渡航がある場合

人員配置にあたっては、一人当たりの現地滞在期間が180日中90日以下になるように留意すること（この日数を超えるとトルコ社会保障局への社会保障費の納付が必要になる。ただし、トルコ現地に恒久的施設を有している企業等しか社会保障費を納付できないため、該当しない企業等は上記以上の滞在は不可）。

現地に恒久的施設を有している企業等が、やむを得ず90日間を超える要員計画を提案する場合は、JICAの業務に関連して発生する社会保障費のみ機構が公費負担することを認めるが、コンサルタントが自社で社会保障費を納付すること。その際、納付額のうち本業務に関連して発生する社会保障費のみを契約金額の見積もりに計上すること。なお計上する費目は直接経費の「旅費（その他）」とし、別見積もりとする。見積もりの作成にあたってはトルコ法規程を確認し対応することとするが、参考金額としてJICAから情報提供することは可能。

(3) 定額計上について

本案件は定額計上があります（20,000,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約します。技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	PNA 報告書に必要な調査	第2章特記仕様書案 第3条調査内容	7,000,000円	調査費一式	再委託
2	パイロットプロジェクト（帰還民支援）	第2章特記仕様書案 第2条調査方針 （3）パイロットプロジェクトの実施①帰還民支援	6,500,000円	パイロット活動費一式	再委託
3	パイロットプロジェクト（回避教育）	第2章特記仕様書案 第2条調査方針 （3）パイロットプロジェクトの実施②地雷・不発弾対策（回避教育）	6,500,000円	パイロット活動費一式	再委託

（4）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、

加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（5）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

（6）その他留意事項

1）渡航先によっては公用旅券が必要なため、旅券発給・受領の関係で日本発着が必須となります。詳細は、コンサルタント等にかかる渡航手続き・安全対策について（依頼）
[（https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html）](https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html)
掲載の国別渡航情報一覧をご確認ください。

以上

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	-
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2